

ケアハウスあくなみ苑

〈入居者募集案内〉

重要事項説明書

◎ケアハウスの目的

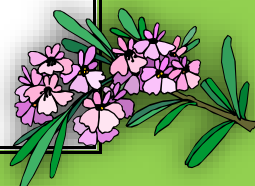
身体機能の低下や高齢等により、独立して生活するには不安があり、ご家族の援助を受けることも難しいと言う方のために、自立した生活が確保できるよう工夫された「高齢者向けの住宅」として個人の自立を重視し、あくまでも「住まい」であることにこだわる新しいタイプの施設です。
(訪問介護事業所のヘルパーはご利用いただけます)

◎施設の概要

所在地	奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1
入居定員	15名(夫婦2組・単身者11名)
開設	平成 9年 4月 1日
構造	鉄筋コンクリート三階建三階部分
敷地面積	6,189.64㎡
延床面積	4,511.55㎡ (うちケアハウス棟993.84㎡)

◎設備の概要

- 居室
単身者用(21.83㎡) 11室
夫婦用(38.90㎡) 2室
冷暖房設備、トイレ、洗面化粧台、ミニキッチン
電話、ナースコール、整理タンス
- 共通設備
食堂、娯楽集会室、相談室、浴室、ランドリー室等
また特別養護老人ホーム、デイサービスセンター
在宅介護支援センターを併設していますので
必要に応じ各施設の設備をご利用いただけます。
(厚生年金・国民年金積立金還元融資施設)



◎サービスの概要

- (1) 朝昼夕3食の食事提供
- (2) 入浴は週4日(シャワー常時使用可)
- (3) 生活相談と趣味、娯楽の支援
- (4) 在宅福祉サービスの利用支援
- (5) 健康管理相談等

◎利用できる方

- (1) 60才以上の方(ご夫婦で利用される場合はどちらか60才以上)。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる方、
又は高齢等で独立して生活するには不安が認められる方。
(独り暮らし又は家族の援助を受けることができない方)
- (3) 日常生活において身の回りのことが自分でできる方。
- (4) 利用料(生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用・暖房費)の支払い
及び、その他利用料の支払いのできる方。
- (5) 管理規程の各項目を守り集団生活に適応していただける方。

◎利用方法

1. 相談窓口

- ・各市町村の役場福祉担当課
- ・老人福祉施設 三室園組合 三室園
- ・老人総合福祉施設あくなみ苑

2. 申込方法

- (1) まず申込書をご請求下さい。

請求先 老人総合福祉施設 あくなみ苑

〒639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1

TEL 0743-59-0070

FAX 0743-59-0067

- (2) 申込書と所定の添付書類を持参又は郵送下さい
(宛先は上と同じで住民票・所得証明書・健康診断書等必要)
- (3) 書類審査の上、面接の通知をいたします。
- (4) 面接の結果、入居していただけることが決まりましたら
あらためて入居契約をしていただきます。
- (5) 申込受付開始 平成9年3月10日より



◎事故発生防止及び発生時の対応について

①事故発生の防止について

当苑ではセーフティマネジメント委員会を設置しています。毎月/1回、委員会を開催し、ご利用者の状況を情報共有し、事故防止のための対策などを検討する会議を行っております。

委員会の構成は、施設長、生活相談員、看護師、施設ケアマネジャー、介護主任、介護副主任、介護職員(委員会担当職員)となっております。

また、日常の軽微な事故についても社内メールを活用し、全職員に情報を共有するように努めています。

②事故発生時の対応について

入所中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置をとるとともにご家族に連絡します。

事故発生時には、上記と同様の対応を行い、必要に応じて救急搬送等を行います。記録は5年間保管(記録の保存年限:サービス提供の日から5年間)し、必要時、または求めに応じて開示いたします。

◎苦情の受付について

施設サービスその他で、不服なことがあれば遠慮なく申し出てください。解決のために努力をします。私達は常に誠実な対応に心がけます。

○あくなみ苑窓口

苦情受付:生活相談員

苦情解決責任者:施設長

電 話:(0743)59-0070

施設で解決できない不服な点や、苦情があれば、以下の公的機関にお申し出いただくこともできます。

○市町村の窓口

安堵町役場 健康福祉推進室

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町東安堵853

電 話:(0743)57-1590

○公的団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会電算介護課介護保険係

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館内 5階

電 話:(0744)29-8311 FAX:(0744)29-8322

奈良県運営適正化委員会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

電 話:(0744)29-0100 FAX:(0744)29-010

◎利用料

(1) 居住に要する費用	20年間分として500万円(単身者・契約時一括支払の場合) 他に月々分割払と一部一括残金月々分割払があります。		
(2) サービス提供に要する費用	月額 10,000円～91,260円 前年の収入に応じて、負担額が異なります。		
(3) 生活費	月額 46,330円 食費等の費用です。		
※冬季加算	(11月～3月)2,040円		
(4) 光熱水費	(下水道料金含む) 月額 10,000円		
(5) 電話使用料	基本料 1,400円(月額) ダイヤルイン工事費(入退所時) 27,500円(税込) 通話料 実費(月額)		
(6) 口座引き落とし手数料	南都銀行:110円(税込) その他銀行:220円(税込)		
(7) その他サービス	① 排泄介助サービス (排泄の介助、後片付け等の依頼があった場合)	1回	300円
	② 部屋への配膳サービス (自室での食事を希望する場合)	1回	100円
	③ 特別食提供サービス (正月、敬老日等で提供される特別食を希望する場合)	1回	200円
	④ 服薬管理サービス (服薬の管理を希望する場合)	月額	1,000円
	⑤ 1)病院受診時の職員付添による送迎サービス (受診受付、医師の診断内容の聴取等を自分で行う場合)	車両使用料	40円/1km
		送迎職員代	100円/1時間
		付添職員代	100円/1時間
	2)病院受診時の職員付添による送迎サービス (受診受付、医師の診断内容の聴取等を職員が代わって行う場合)	車両使用料	40円/1km
		送迎職員代	1,000円/1時間
		付添職員代	1,000円/1時間

時ゆ
間つ
のく
なり
なか
か流
でれ
る

絆 時流

ともに笑い、ともに語らい、

ともに憩う喜びを。

退居時における居住に要する費用の返還額算出方式

○単身用居室入居契約の場合：返還額は、次の方式により算出した額とする。

$$\boxed{\text{単身用居室の居住に要する費用を一括又は併用
方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}}$$

○夫婦用居室入居契約の場合：返還額は、次の方式により算出した額とする。

$$\boxed{\text{夫婦用居室の居住に要する費用を一括又は併用
方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}} = A$$

$$\boxed{\text{単身用居室の居住に要する費用を一括又は併用
方式で納入された場合の一括して納入した額}} \times \boxed{\frac{\text{契約の終了となった月数}}{1 - 20\text{年数} \times 12\text{ヶ月}}} = B$$

※ 夫婦用居室入居の場合において入居者のいずれかが、規程に定められている理由により契約解除となった時（例：夫婦のいずれかが死亡した場合等）に残されたもう一方の利用者が夫婦用居室の入居契約を変更し、他の単身用居室に入居する場合の一括納入している居住に要する費用の返還額については、上記の方式（A及びB）により、それぞれ算出し、Aの額からBの額を減して得た額とし契約者の居室移転時に返還するものとする。

本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）

（令和6年4月から適用）

対象収入による階層区分		本人からのサービス提供に 要する費用徴収額（月額）
1	1,500,000円 以下	10,000 円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000 円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000 円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000 円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000 円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000 円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000 円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000 円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000 円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000 円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000 円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000 円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000 円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000 円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000 円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000 円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	91,260 円
18	3,100,001円 以上	91,260 円

- (1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用（月額）を本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）とする。
- (3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用徴収額については上記表の額から30パーセント減額した額を本人からのサービス提供に要する費用徴収額（月額）とする。 この場合100円未満は切り捨てとする。

単身者用負担額表(ケアハウス)

令和6年 11月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用	12,500	居住に要する費用	20,840
生活費	46,330	生活費	46,330	生活費	46,330
冬期加算	2,040	冬期加算	2,040	冬期加算	2,040

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	10,000	56,330	58,370	68,830	70,870	77,170	79,210
2	1,600,000円以下	13,000	59,330	61,370	71,830	73,870	80,170	82,210
3	1,700,000円以下	16,000	62,330	64,370	74,830	76,870	83,170	85,210
4	1,800,000円以下	19,000	65,330	67,370	77,830	79,870	86,170	88,210
5	1,900,000円以下	22,000	68,330	70,370	80,830	82,870	89,170	91,210
6	2,000,000円以下	25,000	71,330	73,370	83,830	85,870	92,170	94,210
7	2,100,000円以下	30,000	76,330	78,370	88,830	90,870	97,170	99,210
8	2,200,000円以下	35,000	81,330	83,370	93,830	95,870	102,170	104,210
9	2,300,000円以下	40,000	86,330	88,370	98,830	100,870	107,170	109,210
10	2,400,000円以下	45,000	91,330	93,370	103,830	105,870	112,170	114,210
11	2,500,000円以下	50,000	96,330	98,370	108,830	110,870	117,170	119,210
12	2,600,000円以下	57,000	103,330	105,370	115,830	117,870	124,170	126,210
13	2,700,000円以下	64,000	110,330	112,370	122,830	124,870	131,170	133,210
14	2,800,000円以下	71,000	117,330	119,370	129,830	131,870	138,170	140,210
15	2,900,000円以下	78,000	124,330	126,370	136,830	138,870	145,170	147,210
16	3,000,000円以下	85,000	131,330	133,370	143,830	145,870	152,170	154,210
17	3,100,000円以下	91,260	137,590	139,630	150,090	152,130	158,430	160,470
18	3,100,001円以上	91,260	137,590	139,630	150,090	152,130	158,430	160,470

夫婦用負担額表(ケアハウス)

令和6年 11月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用	25,000	居住に要する費用	41,680
生活費	92,660	生活費	92,660	生活費	92,660
冬期加算	4,080	冬期加算	4,080	冬期加算	4,080

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	14,000	106,660	110,740	131,660	135,740	148,340	152,420
2	1,600,000円以下	26,000	118,660	122,740	143,660	147,740	160,340	164,420
3	1,700,000円以下	32,000	124,660	128,740	149,660	153,740	166,340	170,420
4	1,800,000円以下	38,000	130,660	134,740	155,660	159,740	172,340	176,420
5	1,900,000円以下	44,000	136,660	140,740	161,660	165,740	178,340	182,420
6	2,000,000円以下	50,000	142,660	146,740	167,660	171,740	184,340	188,420
7	2,100,000円以下	60,000	152,660	156,740	177,660	181,740	194,340	198,420
8	2,200,000円以下	70,000	162,660	166,740	187,660	191,740	204,340	208,420
9	2,300,000円以下	80,000	172,660	176,740	197,660	201,740	214,340	218,420
10	2,400,000円以下	90,000	182,660	186,740	207,660	211,740	224,340	228,420
11	2,500,000円以下	100,000	192,660	196,740	217,660	221,740	234,340	238,420
12	2,600,000円以下	114,000	206,660	210,740	231,660	235,740	248,340	252,420
13	2,700,000円以下	128,000	220,660	224,740	245,660	249,740	262,340	266,420
14	2,800,000円以下	142,000	234,660	238,740	259,660	263,740	276,340	280,420
15	2,900,000円以下	156,000	248,660	252,740	273,660	277,740	290,340	294,420
16	3,000,000円以下	170,000	262,660	266,740	287,660	291,740	304,340	308,420
17	3,100,000円以下	182,520	275,180	279,260	300,180	304,260	316,860	320,940
18	3,100,001円以上	182,520	275,180	279,260	300,180	304,260	316,860	320,940

単身者用負担額表(ケアハウス)

令和6年 11月 1日現在

Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
居住に要する費用	0	居住に要する費用		居住に要する費用	31,250
生活費	46,330	生活費		生活費	46,330
冬期加算	2,040	冬期加算		冬期加算	2,040

本人からのサービス提供に要する費用徴収額			Aコース (一括納入)		Bコース (併用納入)		Cコース (分割納入)	
階層区分	前年度所得	月額	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期	冬期以外	冬期
1	1,500,000円以下	10,000	56,330	58,370			87,580	89,620
2	1,600,000円以下	13,000	59,330	61,370			90,580	92,620
3	1,700,000円以下	16,000	62,330	64,370			93,580	95,620
4	1,800,000円以下	19,000	65,330	67,370			96,580	98,620
5	1,900,000円以下	22,000	68,330	70,370			99,580	101,620
6	2,000,000円以下	25,000	71,330	73,370			102,580	104,620
7	2,100,000円以下	30,000	76,330	78,370			107,580	109,620
8	2,200,000円以下	35,000	81,330	83,370			112,580	114,620
9	2,300,000円以下	40,000	86,330	88,370			117,580	119,620
10	2,400,000円以下	45,000	91,330	93,370			122,580	124,620
11	2,500,000円以下	50,000	96,330	98,370			127,580	129,620
12	2,600,000円以下	57,000	103,330	105,370			134,580	136,620
13	2,700,000円以下	64,000	110,330	112,370			141,580	143,620
14	2,800,000円以下	71,000	117,330	119,370			148,580	150,620
15	2,900,000円以下	78,000	124,330	126,370			155,580	157,620
16	3,000,000円以下	85,000	131,330	133,370			162,580	164,620
17	3,100,000円以下	91,260	137,590	139,630			168,840	170,880
18	3,100,001円以上	91,260	137,590	139,630			168,840	170,880

施設サービスご利用の皆様へのお知らせとお願い

ケアハウス あくなみ苑

次の項目について、施設がサービスをさせていただきますので皆様の協力をお願いします。

- 〔食 事〕 食堂ホールにて朝食・昼食・夕食の案内、配膳および片付けを行います。
- 時 間 … 朝食は午前 7：30 より、昼食は午後 11：30 より、夕食は午後 5：30 よりお願いします。
- 場 所 … 食堂ホール（お部屋にて食事をされる場合は、配膳・片付けはいたしかねますので、個人で責任を持って行ってください。）
- 〔給 湯〕 食堂ホールにて 24 時間の給湯サービスを行います。
- 〔入 浴〕 入浴準備及び案内・浴室管理・片付けを行います。
- 入浴日 … 月・火・水・金・とさせていただきます。
- シャワー利用は午後 9：00 までとさせていただきます。
- 時 間 … 午後 1：00 より午後 4：30 までとさせていただきます。
- 準備品 … 入浴に必要なものは個人でお願いします。
- 〔清 掃〕 共用部分（食堂ホール・サンルーム・廊下・共用トイレ 3 か所・浴室・脱衣室・洗濯室）の清掃を行います。
- ※自室については、個人で責任を持って整理整頓および清掃を行ってください。
- 燃えるゴミ・燃えないゴミの分別にご協力をお願いします。
- 〔洗 濯〕 洗濯室にて洗濯機（コインランドリー）をご利用下さい。ただし有料とさせていただきます。
- （洗濯機：大 300 円 小 200 円 乾燥機：100 円（30 分間））
- 〔医 療〕 施設内診療所は月・金の午後 2：00 より行いますので、ご利用いただけます。
- 往診も可能です。
- ※特別な医師の指導を仰ぐ場合の往診は個人で行ってください。
- 〔買 物〕 月 2 回、買い物ツアーを実施しております。
- 送迎に伴う実費として、次の費用をいただきます。
- （車両使用料 40 円/1km 送迎職員代 100 円/1 回 付添職員代 100 円/1 回）
- 〔乗物管理〕 個人で持ってこられている自転車・単車・自動車等の管理は個人で行ってください。
- ◎自転車・単車の置場は玄関東側を指定場所といたします。
- 自動車は敷地内の指定場所に駐車してください。
- 〔外出外泊〕 外泊される時は、3 階詰所または 1 階受付に声を掛けてください。
- 外泊される時は、事前に外泊届を 3 階詰所または 1 階受付に提出してください。
- 門限は午後 9：00 といたします。また、早朝の外出・外泊の場合は事前にご連絡ください。
- 〔災害時の誘導〕 皆さんの安全を確保するために、法律で定められた方法に基づき、職員による適切な指示をさせていただきます。
- 〔その他〕
- ・火気（タバコ・ロウソク・線香・電熱器具類等）の使用には十分に注意していただき、事故防止に努めてください。
 - ・備え付けのものを個室へ持ち込まないでください。
 - ・受動喫煙防止の為、喫煙は所定の場所をお願いいたします。
 - ・自家用自動車を当駐車場に停められる方は代金として月 3000 円いただきます。